

ニュースレター第12号 — 発送のご挨拶 —

代表弁護士の宮田卓弥です。

「ニュースレター第12号」を送付させていただきます。

霜月の候、皆様ご清祥のこととお慶び申し上げます。

今年もあとわずかとなりました。皆様、一層ご多用の事と存じます。一年を無事に過ごせましたのも、皆様のご支援のおかげと感謝いたします。

さて、今年の漢字は、「**税**」と決まりましたね。

消費税が5%から8%に引き上げられ、また、政治家と税との問題が問われたりした一年でした。

来年は、どのような一年となるのでしょうか。。

厳寒のみぎり、くれぐれもお身体に気をつけて、良き新年をお迎え下さい。

来年も、ご指導ご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。

末筆ながら、皆様のご健勝を心よりお祈り申し上げ、年末のご挨拶とさせていただきます。



ピックアップLAW NEWS

『安全運転をすると保険料が安くなる！？』

「**テレマティクス保険**」というのをご存知でしょうか。

自動車保険の保険料は、運転者の年齢や車の用途車種、使用目的、年間走行距離など様々な要因について事故の発生リスクを評価し、これに応じて保険料が算出されています。

この事故の発生リスクには、急加速や急ブレーキも関係があるとみられています。

今年の6月18日、国土交通省自動車局における「**自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョン検討会**」では、自動車の走行情報から得られる実際の走行距離や運転特性（急発進・急ブレーキ数等）の内容に基づき保険料を算定する保険商品が、英国や米国を中心に展開していることが報告され、日本でもこのような**安全運転促進保険の開発**が重点テーマであると表明されました。

このように**自動車に搭載された通院システムから取得した走行データを活用した保険**をテレマティクス保険といいます。

急発進、急ブレーキを抑えて安全な運転を心掛ければ、その結果が保険料として跳ね返りますので、自動車保有に係るコスト低減が期待できるとともに、安全運転を行うドライバーが増えることで事故の削減にもつながることが期待されています。

そのような中、ソニー損保は、今年の11月、「やさしい運転キャッシュバック型保険」を発表しました。

同保険は、運転特性データを取得するドライブカウンタを車両に設置し、急発進や急ブレーキの回数等を測定して、測定結果に応じて保険料を最大20%キャッシュバックするというものです。

今後、同様の保険が日本でも普及・拡大していくことになると思われます。（文責：桑原弁護士）

知的財産を守ろう！！

今月、当事務所で、弁護士向けの**知的財産**についての勉強会が行われました。（事務所HP≫法律実務研究会：<http://www.miyata-law.com/428/>）

国同士でも、情報入手や交換が簡単にできる便利な昨今ですので、国内のみならず、外国から財産・権利を奪われてしまう危険性も潜んでいます。被害を被らないよう、日頃から、商標登録をきちんと行う等、対策を事前にとっておくことが大切です。

法律で保護される「**知的財産権**」とは、どのようなものでしょうか。

保護対象や規制対象によって大きく2つに分けられます。詳しくは、下の図をご覧ください。



知的創造物についての権利		営業上の標識についての権利	
	保護対象、規制対象		保護対象、規制対象
★特許権（特許法）	発明	★商標権（商標法）	商品・サービスに使用するマーク
★実用新案権（実用新案法）	物品の形状等の考案	商号	商号
★意匠権（意匠法）	物品のデザイン	商品表示、商品形態	混合惹起行為
著作権	文芸、芸術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品		著名表示冒用行為
回路配置利用権	半導体集積回路の回路配置の利用		形態模倣行為
育成者権	植物の新品種		ドメイン名の不正取得等
営業秘密	ノウハウや顧客リストの盗用等不正競争行為		誤認惹起行為

★印…**産業財産権**＝特許庁所管



弁護士法人

たくみ法律事務所

産業財産権を守るためには、登録をする必要があります。

つまり、登録をしない限りは、この権利は守られないことになります。登録手続きは非常に重要なのです。

自分の産業財産権を登録していない場合、他人から侵害されてしまう恐れがあります。逆に、他人の権利を知らない間に侵害してしまう恐れもあるのです。

そのつもりではなくても、他の権利を侵害してしまうなんて、悲しいですよ…。

話は変わりまして、先日、**ノーベル賞授賞式**が行われ、中村修二氏などの日本人が出席しました♪
中村氏は、今やすっかり日常生活に普及した**青色LEDの開発**で国際的な技術賞を受賞しておりますが、それまでの道のりは決して平坦なものではありませんでした…。

開発許可を得るために、退社覚悟で創業者に**直訴**したこともありました。会社では開発の必要性が認められず、会社の肩身の狭い思いをし続けました。

そんな苦労の中、同社は特許出願をし、ついに青色LEDの製品化に成功しました！！しかし、企業から中村氏への報酬は微々たるものだったようです。（2014.10.13 ビジネスジャーナル参照）

平成26年の**特許法改正**により、社員が職務上発明した特許について「社員のもの」ではなく「会社のもの」にする案が示されました。一方で報酬の支払いを会社に義務付け、発明を行った社員が、その立場や存在意義をきちんと守られるようにされております。（2014.12.7 財経新聞参照）

可能性を持った社員の芽が潰れてしまう状況が起こらない世の中になれば良いと思います。

また、「**商標権**」においても同年に改正され、色彩や音が登録可能になりました。将来的には**匂い**や**味**も、商標権として認められる日がくるかもしれません。今後、ますます保護対象が広がり、沢山の権利や財産が守られると良いですね♪

たくみセミナー 開催予定

	セミナーテーマ	日程
第7回	「ブログ、SNSでの会社の悪口は消せるのか？ —インターネット上の権利侵害への対応策—」（予定）	2月26日（木） 19時～



弁護士法人

（旧 宮田法律事務所）

たくみ法律事務所

新規予約専用フリーダイヤル（平日9:00～18:00）

0120-043-211

福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NOF天神南ビル10階

天神バスセンター 徒歩5分
西鉄福岡駅（天神） 徒歩5分
地下鉄七隈線 天神南駅 徒歩3分・渡辺通駅 2分
都市高速天神北ICより車で5分

2月26日開催 第7回 たくみセミナー（先着8名様） 「ブログ、SNSでの会社の悪口は消せるのか？ —インターネット上の権利侵害への対応策—」



第7回セミナー講師
弁護士 壺岐 晋大

たくみ法律事務所と
企業法務や保険に関する知識を深めませんか
第7回セミナーテーマ

「ブログ、SNSでの会社の悪口は消せるのか？
—インターネット上の権利侵害への対応策—」

昨今、FacebookやTwitterなどのSNS
（ソーシャルネットワーキングサービス）の広がりにもとない、
企業や個人の様々な情報がインターネット上にあふれかえって
います。

その中には、個人や会社に対する悪口が書かれていることもあります。個人の悪口や情報は、**名誉棄損**や**プライバシーの侵害**となる可能性があり、会社の悪口、評判等に関する情報は、**名誉棄損**や**信用棄損**となる可能性があり、会社については風評被害により、利益に大きな影響を及ぼす場面もあります。

そのようなインターネット上の権利侵害への対応策について、どのような場面が権利侵害といえるのか、権利侵害行為は削除できるのか、権利侵害をした発信者を特定できるのか、さらには、弁護士に頼まずともどこまで対応できるのか等について、2chなどの掲示板、ブログ等への削除請求の経験から分かりやすく説明いたします。

会社の風評被害対策や従業員のプライバシー・名誉棄損対策として、是非ご参加ください。

尚、今回より、皆様との親交を深めるため、セミナー後に懇親会（費用4000円程度）を催すことにいたしました。セミナー参加費は無料ですので、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

開催日時：平成27年2月26日（木）19時から2時間程度

開催場所：弁護士法人たくみ法律事務所内会議室

参加費：無料（尚、セミナー後に懇親会を予定しております。）

**※会議室スペースの都合で先着8名様までとさせていただきますので、
2月20日（金）迄にお早めにご連絡いただければ幸いです。**

参加希望の方は、以下の欄をご記入頂きこのページをFAXして頂くか、当事務所までお電話下さい。
（FAX：092-724-2616 TEL：092-724-4848）

貴社名		
ご芳名		
ご住所		
ご連絡先	TEL	FAX
Eメールアドレス	@	
懇親会（✓をご記入下さい。）	☐ 出席	☐ 欠席
その他	（セミナーで取り上げてほしいテーマ等がございましたらご記入頂けると幸いです）	